

おのむかしの朝ごはん

活力ある一日は朝ごはんから

農林水産省では、朝ごはんの喫食の向上や米を中心とした日本型食生活の普及・啓発を目的に「めざましごはんキャンペーン」を展開しています。朝食の最大の効果は、体温を上げて脳や体をウォームアップすることです。午前中の勉強やスポーツでの集中力を高めるためには、まず朝ごはんをしっかり食べて体温を上げることが大切です。今、日本の食料自給率は%と主要先進国の中で最も低い数値となっており、約6割が外国からの食料に依存しています。食料自給率低下の要因のひとつに、お米の消費が減っていることがあります。このため、中国四国農政局では「めざましごはんキャンペーン」として、米の消費拡大を核とした地産地消による朝ごはんを推進してまいります。地元の食材を積極的に消費する地産地消を拡大していくことが「食」と「農業」を、守ることにつながります。皆様方にも、米や野菜・魚・肉など地元の食材を積極的に活用することをお願いします。

気持ちよく健やかな一日を
スタートさせるために朝ごはんを食べましょう！



朝9時までに食べる → 1日ジャキッ！

めざましごはん

関連情報は めざましごはん

検索

問い合わせ：中国四国農政局 電話086-233-3136

までお願いします。
自衛隊岡山地方協力本部津山出張所
詳しいお問い合わせは
非常勤の特別職国家公務員
教育訓練招集手当：日額7,900円
待遇
平成20年5月下旬（予定）
合格発表

岡山第二合同庁舎他

■受付期間
平成20年1月7日（月）～
平成20年4月14日（月）（予定）
■応募資格
自衛官未経験者及び自衛官であつた期間
が1年未満である者で日本国籍を有する
者（年齢制限あり）
■試験

予備自衛官補（陸）を募集します

12・1月の入札状況
(一、二〇〇千円以上)
(12/8～1/26)

12・1月の入札はありませんでした。

電話番号

- 役場（代表） ☎ 79-2111
- 教育委員会 ☎ 79-2216
- 社会福祉協議会 ☎ 79-2561
- ゆうゆうハウス ☎ 79-2861
- JA勝英北支店西粟倉出張所 ☎ 79-2311
- 森林組合 ☎ 79-2326
- 商工会 ☎ 79-2230
- 駐在所 ☎ 79-2003
- いきいきふれあいセンター ☎ 79-7100
- 国保診療所 ☎ 79-2220

平成20年4月から始まります 後期高齢者医療制度

平成20年3月31日に75歳以上の方（障害認定適用者を含む）は、平成20年4月1日の後期高齢者医療制度の施行と同時に、自動的に被保険者資格を取得します。なお、本人による制度移行のための手続きは不要です。（3月末には保険証の更新を各地区の公民館で行います。）

制度施行後は、75歳になった日（65から74歳の方で一定の障害がある方は、申請により岡山県後期高齢者医療広域連合が認定したとき）から資格を取得します。

障害認定の適用者は

広域連合により一定の障害があると認定された65から74歳の方については、後期高齢の被保険者認定の申請を撤回することが可能です。この場合、撤回届の提出が必要で、さかのぼって撤回することはできません。

現在、老人保健制度により障害認定の適用を受けている方は、平成20年4月1日から資格を取得（みなし規定）しますが、3月末までに、「後期高齢の障害認定者へのみなし規定の撤回届」を提出した場合は、後期高齢には移行しません。

保険料額はどれくらい？

後期高齢では、被保険者1人ひとりに保険料を負担していただきます。

保険料額は、被保険者全員に等しく課される「均等割額」と、所得に応じて課される「所得割額」の合計額で決まります。

保険料額は、2年ごとに被保険者の所得情報などをもとに広域連合が決定します。なお、保険料額の賦課限度額は、50万円（年額）です。

西粟倉村は、均等割額を3万7,700円（年額）、所得割額を決める所得割率を6.83パーセントと決定しました。（他の岡山県内の市町村は均等割額を43,500円、所得割率を7.89パーセントとなります。）

所得割額の計算は次のとおりです。

所得割額＝基礎控除後の総所得金額等×6.83パーセント

保険料の軽減は？

【所得の低い方に対する軽減措置】

所得の低い世帯に属する被保険者は、「均等割額」が軽減されます。

軽減の割合は、同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等をもとに次の基準により判定されます。

◇世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額・軽減割合

▽基礎控除額（33万円）を超えない=7割

▽基礎控除額（33万円）+24万5000円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）
を超えない=5割

▽基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者数を超えない=2割

【被用者保険の被扶養者に対する軽減】

後期高齢の被保険者資格を取得する日の前日に、被用者保険（政府管掌健康保険や企業の健康保険、共済組合など）の被扶養者であった方は、資格取得した日の属する月以降2年間は、所得割額は課されず、均等割額についても5割軽減されます。

さらに制度発足時の特例として、平成20年4月から9月までは保険料の負担をなくし、10月から平成21年3月までは均等割額について9割軽減されます。